

第1部 [インボイス制度対応専門部会 活動報告]

シリーズ「消費税インボイス制度への対応（2）」にて、インボイス制度対応専門部会について掲載致しましたが、その後の活動概況についてのご報告いたします。

I. 活動概況

1. 第1回専門部会（6月25日）

- ① 専門部会発足の主旨と目的、インボイスの概要と進め方について説明
- ② 各社からの検討・課題・確認すべき内容の共有とこれから検討・確認すべき事項の共有

2. 第2回専門部会（7月22日）

- ① 適格請求書発行事業者登録制度に対する仕入先、得意先登録番号の入手方法と自社登録番号の通知方法及び登録番号の共有マスタ化の検討
- ② 専門部会委員各社の請求・支払業務の現状調査結果の共有
- ③ インボイスの検討・整理
何をもってインボイスとするか整理・検討。
 - ・インボイスとなる請求（請求書）に対し支払通知や差異通知書等は、単なる結果案内に該当することからインボイスとなる訳ではない → 整理
 - ・現在の請求書・帳票等を踏襲した形で、システム改修を極小化する方向で検討
- ④ 省庁への確認事項の確認

3. 第3回専門部会（8月21日）

- ① 適格請求書発行事業者登録制度における登録番号の共有マスタ化検討
 - ・業界で登録番号を共有するための共有マスタ化は行わないこととする（業界で共有マスタ化しても各社のマスタと個別の取引先検索などで二重管理等となるためメリットが少ない。よって、各社で用意し管理することとする）
 - ・登録番号案内の雛形を日食協として用意する
- ② 省庁への質問・確認事項に関し、最終確認を行う
10月頃に省庁の担当者をお迎えし、現在の疑問点や確認事項に関して説明をいただく予定とした。
- ③ メーカー⇄卸間のインボイス整理と具体的方向性を検討
メーカー（売り手）請求書をインボイスとするのではなく、卸（買い手）からの支払通知書をインボイスとする方向で検討を進めることとした。
- ④ 電子インボイスの保存について確認

4. 第4回専門部会（9月11日）

- ① 省庁への質問・確認事項に関し、最終確認を行い、農林水産省経由にて国税庁へ説明会の開催を依頼
- ② メーカー⇄卸間のインボイス整理と具体的方向性を検討
 - ・基本的にメーカー（売り手）の請求書をインボイスとするのではなく、卸（買い手）からの支払通知書をインボイスとすることを推奨する方向で継続検討
 - ・10～11月を目処に基本指針を纏める予定とした
基本指針に則り、EDI W・Gへ日食協標準EDIフォーマットの改訂検討、また、経理業務標準化協議W・Gへ日食協標準書式改訂検討を11月より並行して進める予定とした。

- ③ 得意先⇄卸間のインボイス整理と具体的方向性を検討
メーカー⇄卸間と同様に卸(売り手)の請求書をインボイスとするのではなく、得意先(買い手)からの支払通知書をインボイスとすることを推奨する方向で検討する

5. 第5回専門部会（9月21日）

- ① 省庁への確認・説明会に関し 10月9日開催が決定し、その連絡及び確認・質問事項に関し再確認を行う
- ② メーカー⇄卸間のインボイス検討
 - ・専門部会委員各社よりメリット・デメリット、システムに対する影響度、課題・問題点を出し検討。また、買い手によるインボイス交付パターンを EDI も含め、もう少し詳細な落とし込みをし検討する
- ③ 得意先⇄卸間のインボイス
 - ・メーカー⇄卸間と同様に買い手交付による支払通知書をインボイスとする方向で検討を進めたが、対得意先ということもあり意見が分かれ、継続検討
 - ・今後、取引実態を鑑み、メリット・デメリット、システムに対する影響度、課題・問題点を整理し検討を進めるが、まずはメーカー⇄卸間のインボイス対応方針を決定してから検討を進めることとした
- ④ インボイスの保存
インボイス（控含む）として何を保存するか今後検討を進める予定。
例えば、伝票、請求書・支払通知書(又は請求書・支払通知書作成元データ)、インボイスに相当する各種 EDI データ、売掛金・買掛金データ、その他組合せあり。

II. 検討概況

1. 適格請求書発行事業者登録制度

(1) 要件

- A. 適格請求書発行事業者とは
適格請求書を交付できる課税事業者をいう。
課税事業者は、納税地を所轄する税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、適格請求書発行事業者登録をする必要がある。
- B. 義務
 - ① 適格請求書の交付義務(インボイス交付義務)
 - ② 適格返還請求書の交付義務(返還インボイス交付義務)
 - ③ 修正した適格請求書の交付義務(修正インボイス交付義務)
 - ④ 写しの保存義務(インボイスの写し保存義務)
- C. 事業者登録期間
 - ① 登録申請書は、適格請求書等保存方式の導入の2年前である 2021 年 10 月 1 日から申請可能
 - ② 登録の効力は、通知の日にかかわらず、適格請求書発行事業者登録簿に登録された日(登録日)に発生する
 - ③ 2023 年 10 月までに登録を受けようとする事業者は、2023 年までに登録申請書を納税地を所轄する税務署長に提出する必要がある
 - ④ 2023 年 3 月 31 日までに登録申請書を提出できなかったことにつき困難な事情がある場合は、2023 年 9 月 30 日までの間に登録申請書にその困難な事情を記載して提出し、税務署長により適格請求書発行事業者の登録を受けたときは、2023 年 10 月 1 日に登録を受けたこととみなされる。
- D. 登録番号の構成
 - ① 法人番号を有する課税事業者

- 「T」（ローマ字）＋法人番号（数字 13 桁）
- ② 以外の課税事業者（個人事業者、人格のない社団等）
「T」（ローマ字）＋ 数字 13 桁（マイナンバー（個人番号）は用いず、法人番号とも重複しない事業者ごとの番号）
- ③ 表記は「T1234567890123」とする（「T」＋数字 13 桁の間には何も入れない）。

E. 事業者登録番号の公表

- ① インターネットを通じて、国税庁のホームページにおいて公表。
- ② 公表事項
- ・ 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ・ 登録年月日
 - ・ 登録取消年月日、登録失効年月日
 - ・ 法人（人格のない社団等を除く）については、本店又は主たる事務所の所在地
 - ・ 特定国外事業者（国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを国内に有しない国外事業者）以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地さらに、上記の事項以外に、「適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書」において主たる屋号や主たる事務所の所在地について、公表の申出のあった個人事業者等にあつては、これらの事項も公表される。
- ③ 閲覧方法の詳細については、今後、随時お知らせ予定。

(2) 検討結果

適格請求書発行事業者登録制度における登録番号の取得・案内・管理について検討を行い、以下の通りとすることとした。

項目	内容	確認・検討結果
国税庁公開情報	【予定公開情報】 ① 格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号 ② 登録年月日 ③ 登録取消年月日、登録失効年月日 ④ 法人(人格のない社団等を除きます)については、本店又は主たる事務所の所在地 ⑤ 特定国外事業者以外の国外事業者については、国内において行う資産の譲渡等に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地	【10/9 国税庁へ確認】 ・ メンテ頻度：日々更新 ・ 検索キー：登録番号当該サイトの目的は、請求書等に記載されている登録番号を確認することであるため、それ以上の検索機能はない - 但し、サーバーの負荷軽減のため、ある程度範囲を絞った検索とする可能性あり ・ ダウンロード：CSV・XML形式のデータ及び Web-API 機能提供予定 ・ その他公開情報：最終更新日
情報公開時期	① 時点、国税庁未公表	・ 令和 3 年 10 月 (2021 年 10 月)公開 ・ 当該サイトの仕様公開は、サイト公開前に公表予定

	② 各取引先への登録要請 (いつまでに登録完了してもらうか)	【指針】 ・各取引先への登録要請期限 制度開始 6 ヶ月前までとする →2023 年 3 月末迄 (6 か月前) ・各卸における各取引先の登録 番号取得制度開始 3 ヶ月前ま でに取得することを目指す →2023 年 6 月末迄(3 か月前)
	③ 登録番号取得期限 (卸)	
マスター 必要項目(例)	【マスター項目】 ① 登録番号 ② 業者名 ③ 登録年月日 ④ 登録取消年月日、登録失効年月日 ⑤ 所在地	・マスターの持ち方は、各社に て検討する必要項目 (登録番 号、登録年月日など) ・仕入先、得意先ともに管理す る
登録番号の取得	① 各社にて取得(仕入先・得意先) ② 共有マスターより取得 a. 検討する ・継続的に取得し維持管理。 また、どの範囲まで維持管理 ・一時的に取得し管理 b. 検討しない	各社にて取得(仕入先・得意先) →共有マスタは持たず、各社に て取得管理する
登録番号の通知 (卸)	① 各社にて通知 ② 共有マスターより取得	登録番号の通知 (卸) は共通 マスターをもつのであればそち らを参照。各社で通知する場合 は、各社にてそれぞれ対応する。 ※各社で通知する場合は、 日食協にて雛形を用意する
登録番号の記載	記載例(登録番号構成 : T+法人番号 13 桁) ① T1234567890123 ② T-1234567890123	①の「T123456789012」とする

2. 適格請求書等保存方式 (インボイス制度)

(1) 要件

A. 適格請求書(インボイス)とは

適格請求書は、「売手が、買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段」であり、登録番号のほか、一定の事項が記載された請求書や納品書その他これらに類する書類をいう。

※適格請求書等保存方式とは

複数税率に対応したものとして導入される、仕入税額控除の方式をいう。

(買手が仕入税額控除の適用を受けるためには、帳簿のほか、売り手又は買い手から交付を受けた「適格請求書」等の保存が必要となる)

B. 交付

・定義

① 適格請求書 (インボイス)

適格請求書発行事業者には、国内において課税資産の譲渡等からの求めに応じて適格請求書を交付する。

尚、適格請求書発行事業者が、不特定かつ多数の者に課税資産の譲渡等を行う次の事業を行う場合には、適格請求書に代えて、適格請求書の記載事項を簡易なものとした適格簡易請求書を交付する。

② 適格返還請求書（返還インボイス）

適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上げに係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付が必要となる。

③ 修正適格請求書（修正インボイス）

適格請求書発行事業者が適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付した場合においては、これらの書類の記載事項に誤りがあったときには、これらの書類を交付した相手方に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければならない。

（交付を受けた事業者が、自ら追記や修正を行うことはできない）

・ 免除

① 3万円未満の公共交通機関（船舶、バス又は鉄道）による旅客の運送

② 出荷者が卸売市場において行う生鮮食料品等の販売

（出荷者から委託を受けた受託者が卸売の業務として行うものに限る）

③ 生産者が農業協同組合、漁業協同組合又は森林組合等に委託して行う農林水産物の販売

（無条件委託方式かつ共同計算方式により生産者を特定せずに行うものに限る）

④ 3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

⑤ 郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス

（郵便ポストに差し出されたものに限る）

・ 媒介者特例

委託販売の場合には、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した、委託者の適格請求書を相手方に交付することができる。

・ 罰則

以下の書類の交付を禁止。交付した場合は罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）に処される。

① 適格請求書発行事業者以外の者

適格請求書発行事業者が作成した「適格請求書」又は「適格簡易請求書」とであると誤認されるおそれのある表示をした書類。

② 適格請求書発行事業者

偽りを記載した「適格請求書」又は「適格簡易請求書」の交付。

C. 様式

法令又は通達等で定めておらず、必要事項が記載された書類であれば、名称を問わず、また、手書であっても適格請求書に該当する。

D. 記載要件

・ 適格請求書（インボイス）

① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号

② 課税資産の譲渡等を行った年月日

③ 課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容

（課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）

④ 課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率

⑤ 税率ごとに区分した消費税額等

- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称
- ・適格返還請求書（返還インボイス）
 - ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号
 - ② 売上げに係る対価の返還等を行う年月日及びその売上げに係る対価の返還等の基となった課税資産の譲渡等を行った年月日
(適格請求書を交付した売上げに係るものについては、課税期間の範囲で一定の期間の記載で差し支えない)
 - ③ 売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等に係る資産又は役務の内容（売上げに係る対価の返還等の基となる課税資産の譲渡等が軽減対象資産の譲渡等である場合には、資産の内容及び軽減対象資産の譲渡等である旨）
 - ④ 売上げに係る対価の返還等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額
 - ⑤ 売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額等又は適用税率

E. 保存

・義務

適格請求書発行事業者には、交付した適格請求書の写し及び提供した適格請求書に係る電磁的記録の保存義務がある。

「交付した適格請求書の写し」とは、交付した書類そのものを複写したものに限らず、その適格請求書の記載事項が確認できる程度の記載がされているものもこれに含まれるので、例えば、適格簡易請求書に係るレジのジャーナル、複数の適格請求書の記載事項に係る一覧表や明細表などの保存があれば足りることとなる。

・保存期間

交付した日又は提供した日の属する課税期間の末日の翌日から2月を経過した日から7年間。

・写しの電磁的記録による保存

国税に関する法律の規定により保存が義務付けられている書類で、自己が一貫して電子計算機を使用して作成したものについては、電帳法に基づき、一定の要件を充たすことについて所轄税務署長の承認を受けたとき、電磁的記録による保存をもって書類の保存に代えることができる。

・電磁的記録を提供した場合の保存方法

適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、相手方（課税事業者に限る）から求められたときは適格請求書を交付しなければいけないが、適格請求書の交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を相手方に提供することができる。その場合、適格請求書発行事業者は、提供した電磁的記録を電磁的記録のまま、又は紙に印刷して保存しなければいけない。

(2) 検討（継続中）

A. 「何をもってインボイスとするか？」

メーカーと得意先ともに売り手の請求書をインボイスとするのではなく、買い手からの支払通知書をインボイスとする方向で検討。

【理由】

売り手のインボイス(請求書)、買い手からのインボイス(支払通知書にインボイス情報が含まれる。また、別途買い手からの請求記載あり)が双方向あり、両方共にインボイスとすると運用が煩雑となり、また、仕入税額控除を行う買

い手がインボイス交付する方がメリットが多く、運用のシンプル化を実現できるのではないかと。

① メーカー⇔卸間のインボイス

- ・ 専門部会委員各社の現状の請求書と支払通知書の調査実施
- ・ 専門部会委員各社よりメリット・デメリット、システムに対する影響度、課題・問題点を抽出し検討
また、買い手によるインボイス交付パターンを EDI も含め、より詳細な落とし込みをし、検討継続。

【 案 】

- ◇ メーカーが請求書を送付、次に卸が照合、そして支払のベースとなる支払通知書を出力。そのため支払通知書をインボイスとすることを想定
- ◇ 仕入割戻等メーカーから振り込むものは、メーカーの支払明細書がインボイス
- ◇ 事後値引きのインボイスは、卸が請求書を発行もしくは相殺
- ◇ リベートは、返還インボイスとして、卸が請求書を発行

【 検討資料 】一部抜粋

No	インボイス		交付元		パターン	備考
1	支払明細書 (仕入明細)	商品仕入 仕入返品 仕入割戻 (値引・相殺) 物流費	卸 メーカー	買い手 売り手	通常 返還	卸側仕入データにて作成
	請求書 + 支払明細書 (差異通知) 一括	商品仕入 仕入返品 仕入割戻 (即引・相殺) 物流費	卸 メーカー	買い手 売り手	通常 返還 修正	メーカーからの請求書を基 に差異明細を作成し、それら を一括してインボイスとする
	請求書	商品仕入 仕入返品 仕入割戻 (即引・相殺) 物流費	メーカー	売り手	通常 返還 修正	メーカー請求額を修正せずに 支払う場合
2	支払明細書	仕入割戻 (振込) リベート(振込)	メーカー	売り手	返還	メーカー確定金額で精算
	請求書 + 支払明細書 (差異通知)	仕入割戻 (振込) リベート(振込)	卸 メーカー	売り手 買い手	返還 修正	卸請求書に対して修正を行い 精算

	一括	役務提供 (相殺・振込)	卸 メーカー	売り手 買い手	通常	展示会・カタログ代他
	請求書	仕入割戻 (振込) リベート (相殺・振込)	卸	買い手	返還	卸請求書を修正せずに精算
		役務提供 (相殺・振込)	卸	売り手	通常	展示会・カタログ代他
	請求書	リベート (販促金 EDI)	卸	買い手	返還 修正	FINET 販促金 EDI
		役務提供 (販促金 EDI)	卸	売り手	通常	展示会・カタログ代他
3	請求書	物流費	メーカー	売り手	通常	卸調達物流費、別途請求時
4	請求書	容器売上	卸	売り手	通常	

② 得意先⇄卸間のインボイス

- ・ 専門部会委員各社の現状の請求書と支払通知書の調査実施
- ・ メーカー⇄卸間と同様に買い手交付による支払通知書をインボイスとする方向で検討を進めたが、対得意先ということもあり意見が分かれ再度検討
- ・ 今後、取引実態を鑑み、メリット・デメリット、システムに対する影響度、課題・問題点を整理し検討を進めるが、まずはメーカー⇄卸間のインボイスの対応方針を確定してから検討を進めることとした

B. インボイスの保存

- ・ 電子インボイスについて情報共有 → 不明点について、省庁へ確認予定
- ・ インボイス（控含む）として何を保存するか今後検討を進める
例えば、伝票、請求書・支払通知書(又は請求書・支払通知書作成元データ)、インボイスに相当する各種 EDI データ、売掛金・買掛金データ、その他組合せあり。

【 情報 】 電子帳簿保存法の改正（2020 年 10 月予定）

事務処理の簡易化や書類作成の削減、軽減税率導入で複雑化する会計処理の削減等の目的から、電子取引を行った場合の電磁的記録の保存要件が緩和され、よりペーパーレス化を進めやすくなる。

- ・ 発行者のタイムスタンプが付与されていても、受領者側もタイムスタンプの付与が必要であったが、改正後は発行者のタイムスタンプがあれば、受領者側のタイムスタンプは不要となる
- ・ 新たに加えられた保存方法として、「受け取る側が自由にデータを改変できない」クラウドシステムなどのサービスを利用した保存が認められる

保存要件(いずれか方法)		改正前	改正後
タイムスタンプの付与	発行者側で付与あり	受領者側のスタンプ 必要	受領者側のスタンプ 不要
	発行者側で付与なし		受領者側のスタンプ 必要(変更なし)
事務処理規程の作成・運用		○	変更なし
受領者がデータ改変できないシステム (クラウドサービス)		—	新設

III. 今後の予定

1. 手引書作成

対応指針を取り纏め、手引書の完成を 2021 年 3 月を目指す。

2. 検討残課題

以下、手引書完成までに検討を進める。

- ① 「何をもってインボイスとするか？」
- ② インボイスの保存
- ③ 税額計算・納付税計算
- ④ 日食協 書式・EDI フォーマット改訂指針
- ⑤ 運用全般
- ⑥ 仕入先・得意先対応
- ⑦ 免税事業者対応
- ⑧ その他

3. 日食協標準書式の改訂検討

日食協「経理業務標準化協議 W・G」へ 11 月頃より検討開始を要請予定。

4. 日食協標準 EDI フォーマットの改訂検討

日食協「EDI W・G」へ 11 月頃より検討開始を要請予定。

5. 流通 BMS チェンジリクエストの検討

日食協「情報システム研究会」へ来年 1～2 月頃より検討開始を要請予定。

以上

第2部 [省庁との確認・説明会 開催]

インボイス制度対応専門部会では、10月9日（金）16時より国分グループ本社会議室に於いて、国税庁 課税部消費税室 課長補佐（総括）加藤 博之 氏をはじめとした、国税庁、財務省、農林水産省の方々と「インボイス制度」について、より深く理解するための意見交換を実施しました。

以下は専門部会メンバーとの間で行われた質疑応答の主な内容となります。

テーマ1：複数の書類等によりインボイスの記載事項を満たす際の留意点

【ケース1】

「買い手」（卸）は、「売り手」（食品メーカー）が作成した請求情報を基に「支払通知書」を作成することでインボイス制度に対応することを想定しています（「仕入明細書」による対応）。

また、単価の訂正や返品等の対応も「買い手」が作成する「支払通知書」において対応することを考えています。

例えば、その「支払通知書」において、単価の訂正や返品等の事項のみを記載することとするような場合、何か留意することはありますか。

（答）

「買い手」は、「売り手」から提供された請求情報と自らが作成した「支払通知書」をあわせてインボイス（仕入明細書）に必要な記載事項を満たしていこうという対応と理解しました。そのような場合、複数の書類等の「相互の関連性」が明らかである必要があります。

【ケース2】

「相互の関連性」を明らかにするという観点について、例えば、契約書等において「登録番号」を取り交わしているような場合、請求情報において「登録番号」の記載を省略しても構わないでしょうか。

（答）

請求情報とその契約に基づく取引によるものであることが明らかであれば、「相互の関連性」は明確であり特段問題のない対応だと考えられます。そのため、請求情報において当該契約に言及しておくことも一案と考えられます。

また、請求情報に取引先コードが記載されていることもあり得ます。その取引先コードが「登録番号」と紐付けられて管理されており、取引当事者間でその取引コードに係るコード表などを共有しているような場合についても、「相互の関連性」は明確であると考えられます。

【ケース3】

支払通知書について、「売り手」の確認を求めたところ、「売り手」から修正を受けました。具体的には、「売り手」から修正事項に係る書類の提供を受けたのですが、そのような場合、仕入税額控除の適用を受けるため、どのような書類の保存が必要ですか。

(答)

「買い手」は、自らが作成した支払通知書と「売り手」から提供を受けた修正事項に係る書類により、仕入明細書に必要な記載事項が満たされ、それら書類の「相互の関連性」が明確(※)であるのであれば、それらを保存することで仕入税額控除の適用を受けることができると考えられます。

(※) 修正事項に係る書類において、修正の対象となる支払通知書について言及しておくことが考えられます。

テーマ2：複数の取引を一つの書類・データで表す際の留意点

【ケース】

「買い手」(卸)は、「売り手」(食品メーカー)が作成した請求情報を基に「支払通知書」を作成することでインボイス制度に対応することを想定しています(「仕入明細書」による対応)。その「支払通知書」において、「①商品の取引」、「②その取引に係る返品・修正等」の内容のほか、「③その取引に関連する別の取引(例えば商品の買い手が行う運送)」に係る内容についても記載することを考えています。そのような場合、何か留意することはありますか。

(答)

「商品の譲渡」と「役務の提供(運送)」という2つの取引が存在しており、それぞれに「売り手」「買い手」が異なることに留意する必要があります。

この場合、「卸」において、①及び②については「買い手」としての「仕入明細書」による対応となるものの、③については「売り手」としての「インボイス」による対応となり、登録番号や取引対価など、それぞれに必要な記載事項を記載する必要があります。

したがって、①及び②(「仕入明細書」対応)と③(インボイス対応)について、例えば「適用税率が同じ10%だから」といって、両者を相殺した額を取引対価として記載することがないように留意する必要があります。

テーマ3：インボイスの記載事項としての「消費税額」をどこに記載するか

【ケース】

毎月20日締めの翌月払いの取引先について、①先月21日～月末分、②今月1日～20日分、に分けて「請求明細」を発行しています。さらに、毎月20日に締めた後、①と②を合わせた「請求書鑑」を発行しています。

その場合、「請求明細」にインボイスの記載事項としての「消費税額」を記載しようと考えていますが、何か留意することはありますか。

(答)

①と②のタイミングで発行する「請求明細」を請求の単位と考え、その「請求明細」においてインボイスの記載事項としての「消費税額」を記載するという対応自体、特段問題はないと考えられます。

ただ、そのような対応を行う場合、取引相手に無用な混乱を生じさせないためにも、「請求書鑑」に「消費税額」を記載しない等の配慮が必要ではないでしょうか。

万が一、「請求書鑑」においても、税率ごとに区分して合計した金額から、適切な端数処理の方法により、改めて「消費税額」を算出するような対応を行った場合、「請求書鑑」と「請求明細」に記載された「消費税額」のいずれもが、インボイスの記載事項としての「消費税額」となり得てしまいます。

そのような場合、端数処理の関係上、両者（請求書鑑に記載された消費税額と請求明細に記載された消費税額を足し合わせたもの）にズレが生じ得ることとなり、一つの取引に対する「消費税額」の認識が「売り手」と「買い手」で異なりかねない事態になります。

そのような無用な混乱を生じさせないためにも、「請求明細」または「請求書鑑」のいずれかにのみインボイスの記載事項としての「消費税額」を記載するというシンプルな実務を徹底し、それをどこに記載しているのか取引当事者間で認識を共有しておくことが重要になります。

テーマ4：公表サイトの活用

国税庁HPにおいて、インボイス発行事業者の登録番号や名称などが公表され、登録番号による検索が可能となると聞きましたが、そのような検索以外に公表事項を確認する方法はあるのでしょうか。

(答)

国税庁HPでは、令和3年10月頃から「登録番号」や「登録年月日」、「事業者名」などを確認できる「公表サイト」を運用する予定であり、この「公表サイト」において「登録番号」での検索により、インボイス発行事業者から交付されたインボイスに記載された登録番号が有効なものかどうかを確認できることとなります。

なお、「公表サイト」では、「登録番号」による検索のほか、「データダウンロード」や「Web-API」という機能を設け、CSV、XML形式などで公表項目に係るデータのダウンロードやシステム上の連携によるデータ授受も可能とする予定ですので、このような点も踏まえ、対応についてご検討いただければと思います。

以上